

## 尖閣諸島への中国人不法上陸に対する抗議声明

尖閣諸島の領有を主張する香港の運動団体の中国人活動家が八月十五日、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸し、我が国は直ちに十四人全員を逮捕した。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、中国側の不法行為が繰り返されたことに断固抗議する。「即時無条件の釈放」を要求した中国政府に対して日本政府は八月十七日、「不法上陸」のみならず「公務執行妨害」も適用されるべきであったにもかかわらず、全員を強制送還した。

上陸を許した政府の対応は不適切であり、断固上陸を阻止すべきであった。政府がこのような政治的決着を繰り返すならば、敵対的な外国勢力は次々と領海侵犯、不法上陸を将来にわたり繰り返し、我が国の主権はますます侵害されることになる。

我々は、領海警備強化を目的とする「海上保安庁法」「外国船舶航行法」の改正案を今国会で成立させるべく強く求めると共に、以下の四点について取り組むことを宣言する。

一、日本政府は、島上での、戦時中台湾への疎開における尖閣列島戦時遭難者慰霊祭を認めるとともに、東京都の上陸調査許可を即刻出すよう求める。

二、尖閣諸島が歴史的・国際法的に我が国固有の領土であることを示すパンフレット等を政府として作成し、国内外に積極的に広報する。

三、政府は尖閣諸島に必要な人員を配置し、灯台や避難港を整備するなど、管理の強化に取り組む。

四、国連海洋法条約など国際法に基づいて、武器使用基準の見直しを含め、国家主権の侵害を目的とする領土・領海・領空侵犯を取り締まる新たな法整備を進める。

平成二十四年八月二十一日